

郡山市民俗芸能保存伝承活動奨励金交付要綱

第1 地方伝統文化の振興を図るため、民俗芸能を保存伝承する団体又はこれに類するもので郡山市教育委員会が特に認める団体に対し、奨励金を交付するものとする。

第2 奨励金は、市指定及び県指定の重要無形民俗文化財保存会等に、当該年度末に奨励金を交付するものとする。

第3 奨励金は、定額とし、予算の範囲内で郡山市教育委員会が定める額とする。

第4 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。